

令和5年6月 定例教育委員会

第3別館2階会議室

議事日程（令和5年6月30日 午後1時）

資料 1

第 9 回教育委員会議案第 29 号

今治市開発総合センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について

標記のことについて、別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 30 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

今治市教育委員会規則第 号

今治市開発総合センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について

令和5年6月 日

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

今治市開発総合センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

今治市開発総合センター条例の一部を改正する条例（令和5年今治市条例第7号）の施行期日は、令和5年7月18日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資料 2

第9回教育委員会議案第30号

今治市公民館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、社会教育法第30条第1項の規定により別紙の者に委嘱する。

令和5年6月30日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理由」

任期満了及び欠員補充による

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市中央公民館

| | 氏 名 | 区 分 | 備 考 |
|-------------|--------|-----------------------|--------------------|
| 候 補 者 | 岡田 敏樹 | 学校教育の関係者 | 今治市小中学校長会長 |
| | 石崎 一水 | 学校教育の関係者 | 今治市内高等学校等校長連絡協議会 |
| | 木谷 誠 | 学校教育の関係者 | めぐみ幼稚園 |
| | 越智 千英子 | 社会教育の関係者 | 今治市連合婦人会 |
| | 織田 真吾 | 社会教育の関係者 | 今治市P T A連合会長 |
| | 大亀 榮子 | 社会教育の関係者 | 今治文化協会会长 |
| | 清水 正恵 | 家庭教育の向上に資する活動を行う者 | 今治市母子寡婦福祉連合会長 |
| | 檜垣 秀子 | 家庭教育の向上に資する活動を行う者 | 今治市民生児童委員協議会主任児童委員 |
| | 山田 逸朗 | 社会教育の関係者 | 中央公民館登録団体連絡協議会長 |
| | 窪田 順子 | 学識経験のある者 | 今治母親連絡協議会 |
| 任 期 | 田中 弘 | 学識経験のある者 | 今治市連合自治会長 |
| | 渡邊 英子 | 学識経験のある者 | 今治市老人クラブ連合会女性部長 |
| 任 期 | | 令和5年6月30日 ~ 令和7年6月29日 | |

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市別宮公民館

| | 氏 名 | 区 分 | 備 考 |
|-------------|--------|-----------------------|---------------------|
| 候 補 者 | 山川 博一 | 学校教育の関係者 | 別宮小学校長 |
| | 藤原 信吾 | 学校教育の関係者 | 近見中学校長 |
| | 濱田 恵理 | 社会教育の関係者 | 別宮小学校 P T A 代表 |
| | 藤原 美久仁 | 社会教育の関係者 | 別宮公民館登録団体連絡協議会代表 |
| | 越智 和紀 | 家庭教育の向上に資する活動を行う者 | 別宮地区民生児童委員協議会代表 |
| | 平塚 忠敏 | 学識経験のある者 | 別宮地区団体連絡協議会代表 |
| | 土岐 辰紀 | 学識経験のある者 | 別宮校区老人会連合会代表 |
| | 阿部 真美 | 家庭教育の向上に資する活動を行う者 | 別宮地区民生児童委員協議会主任児童委員 |
| | 越智 誠文 | 学識経験のある者 | 別宮地区連合自治会代表 |
| | 白石 みほ子 | 学識経験のある者 | 別宮校区壮年会代表 |
| | 池内 直子 | 学識経験のある者 | 別宮校区シルバー会代表 |
| 任 期 | | 令和5年6月30日 ~ 令和7年6月29日 | |

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市玉川公民館

| 候補者 | 氏名 | 区分 | 備考 |
|-----|---------------------|----------|------------------|
| | 森谷 端 | 学校教育の関係者 | 玉川中学校長 |
| | 小川 晃弘 | 社会教育の関係者 | 玉川町小中学校P T A連合会長 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 任期 | 令和5年6月30日～令和7年2月23日 | | |

退任委員

| 前任者 | 氏名 | 区分 | 備考 |
|-----|-------|----------|------------------|
| | 松岡 洋介 | 学校教育の関係者 | 玉川中学校長 |
| | 伊藤 健 | 社会教育の関係者 | 玉川町小中学校P T A連合会長 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

「参 照」

社会教育法（抜すい）

（公民館運営審議会）

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で
定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第 30 条第 2 項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

今治市公民館条例（抜すい）

（審議会）

第 11 条 法第 29 条第 1 項の規定により、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公民館ごとに委員 12 人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1）学校教育及び社会教育の関係者

（2）家庭教育の向上に資する活動を行う者

（3）学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

地域総がかりでつくる

文化財保存活用 地域計画

—歴史文化で魅力ある地域へ—



2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による
提出をしようとする場合に、地方文
化財保護法施行令の規定による提出を行
なうとする場合は、当該提出に係る文化財に
つて第五十七条第一項、第五十九条第一項又は第五百
三十二条第一項の規定による登録をなすことと
したとき、その旨及びその理由を
該報告書として認定市町村の教育委員会に通知しな
ければならない。

(認定の取消し)
第百八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存
活動用地域計画の実施状況に関する
第百八十三条の六 文化庁長官は、認定市町村の教
育委員会に対して、認定文化財保存活動用地域計画の
実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)
第百八十三条の八 県道府県の教育委員会は、市町
村に対する文化財保護法施行令の規定による提出を行
なう場合に、当該提出に係る文化財に
つて第五十七条第一項、第五十九条第一項又は第五百
三十二条第一項の規定による登録をなすことと
したときは、その旨を当該認定を取り消
していた市町村の教育委員会に通知しなければなら
ない。
3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたと
きは遡及なく、その旨を公表するよう努めなければなら
ねばならない。

(市町村への助言等)
第百八十三条の八 県道府県の教育委員会は、市町
村に対する文化財保護法施行令の規定による提出を行
なう場合に、当該提出に係る文化財に
つて第五十七条第一項、第五十九条第一項又は第五百
三十二条第一項の規定による登録をなすことと
したときは、その旨を当該認定を取り消
していた市町村の教育委員会に通知しなければなら
ない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたと
きは遡及なく、その旨を公表するよう努めなければなら
ねばならない。

3 前二項に定めるものほか、県、都道府県及び
市町村は、文化財保護法施行令の内容及び実施
文化財保存活動用地域計画の実施を促進す
るため必要な実施措置を講ずるよう努めねばなら
ない。

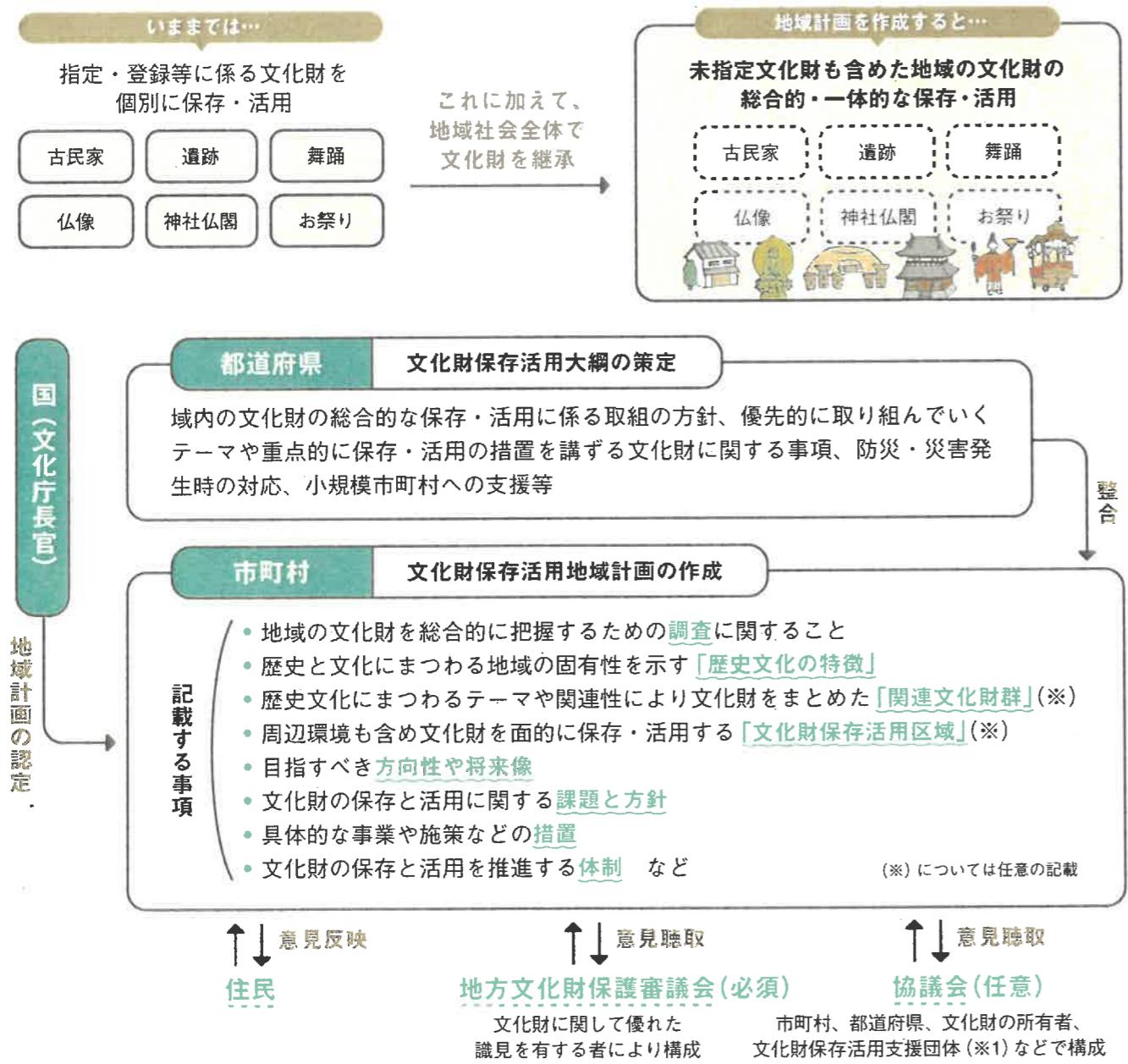
緊密な連携を図りながら協力しなければならない」と、
「協議会の運営は、より豊かなものとなるべきである」と述べた。

文化庁 地域文化創生本部
〒605-8505
京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3
TEL 075-330-6730 **e-mail** bunkakanko@mext.go.jp

01. 文化財保存活用地域計画とは？

文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画です。市町村の総合計画の下に体系づけられ、文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスター・プランと短期に実施する具体的な事業を記載するアクション・プラン、両方の役割を担います。地域の歴史や文化にまつわるコンテクストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげることができます。

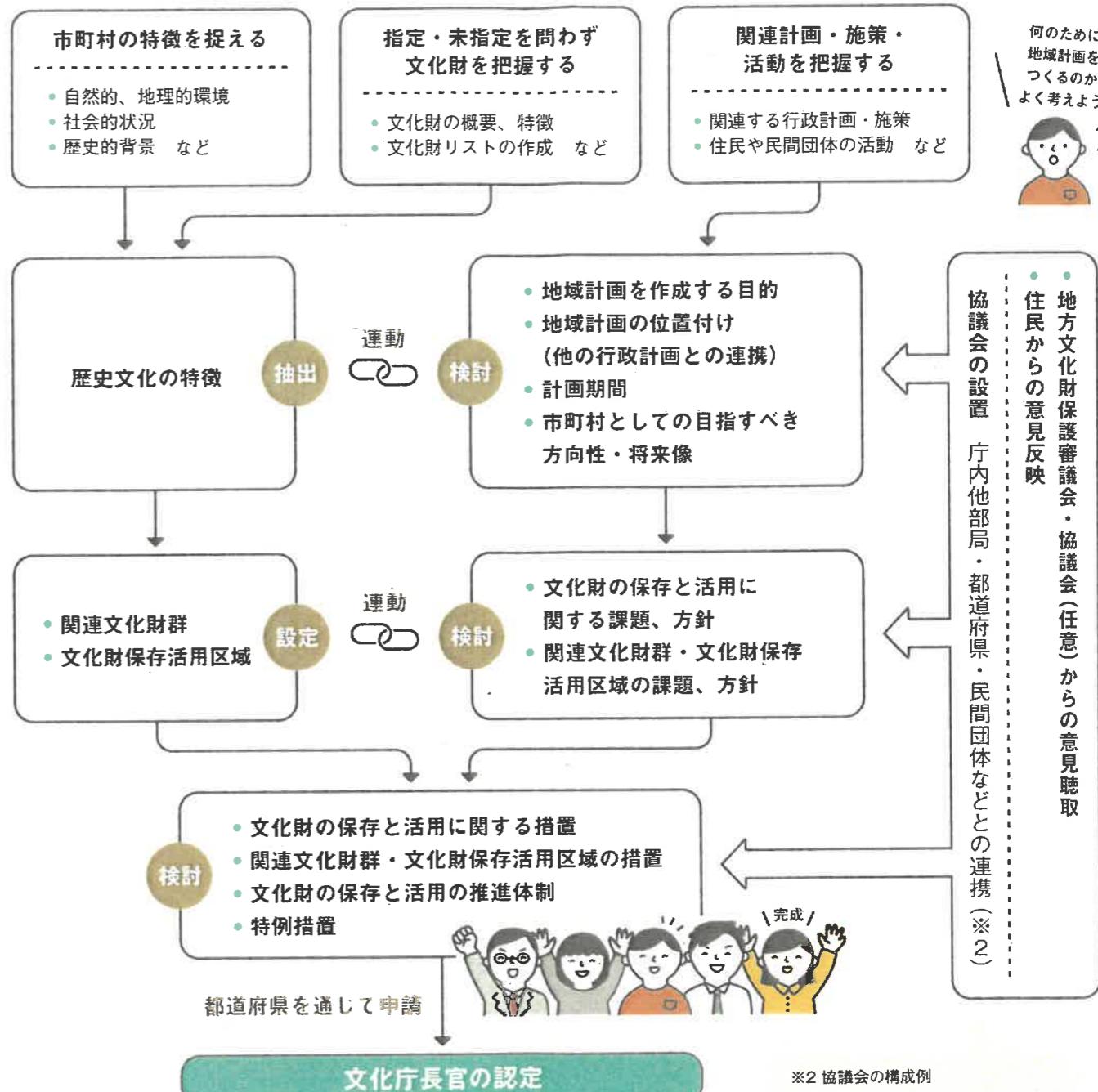
この計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待されています。



認定市町村が感じた地域計画作成のメリット

- ① 文化財保護におけるビジョンの共有
 - ② 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
 - ③ 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
 - ④ 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
 - ⑤ 住民・関係団体、府内各課、他地域などとの連携強化
 - ⑥ 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的所産の把握
 - ⑦ 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
 - ⑧ 補助率加算などの国庫補助事業における優遇
- ※1 所有者等を援助する民間団体等(市町村が指定)。
- 地域計画認定市町村へのアンケート(2020年10月)より

02. 文化財保存活用地域計画 作成の流れ



03. 認定の基準

文化庁長官による認定には次に掲げる要件を満たしている必要があります。

- ① 文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること
- ② 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- ③ 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該大綱に照らし適切なものであること

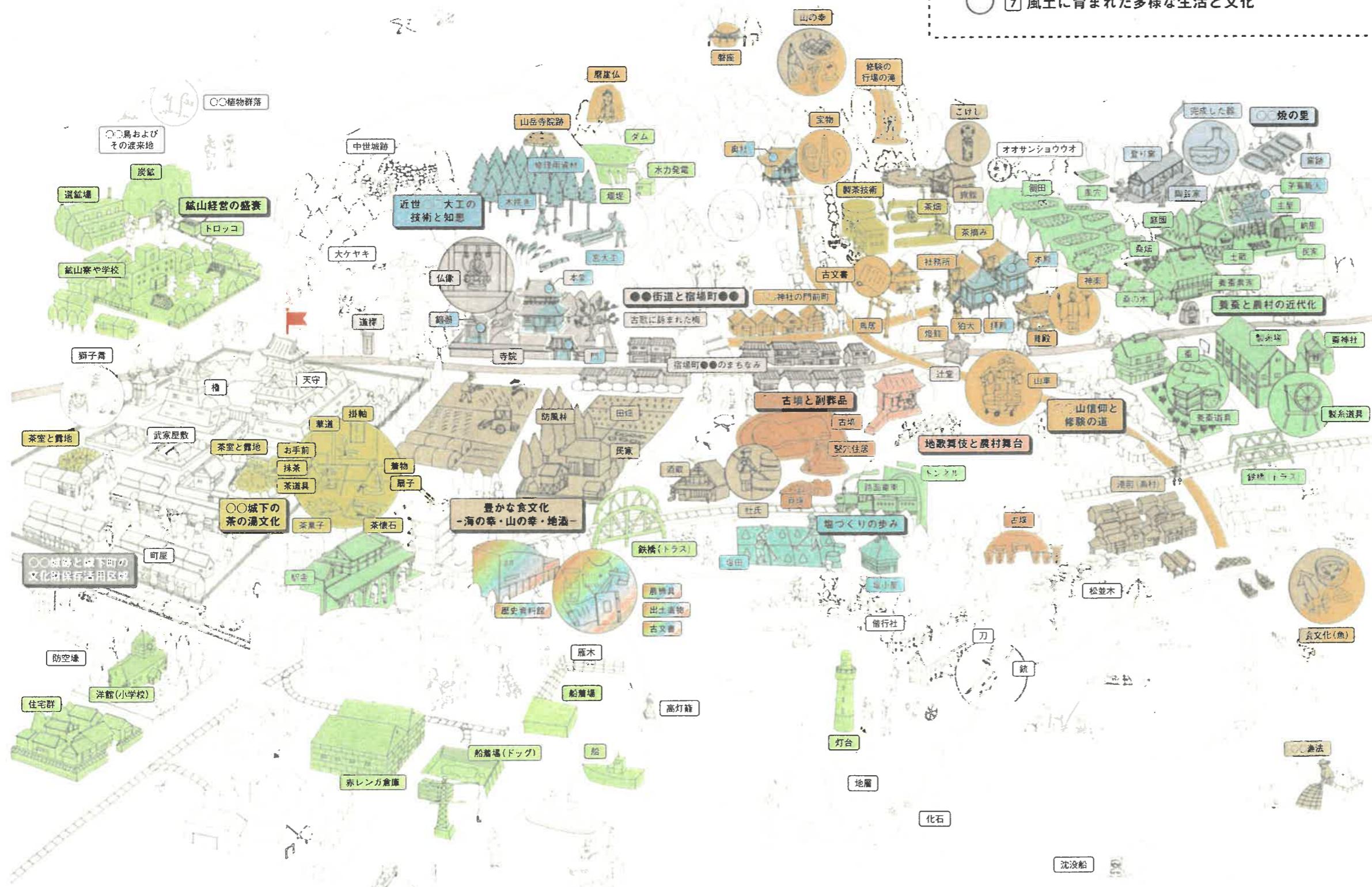
認定を受けた場合の特例措置

- ・国の文化財登録履歴への登録の提案
- ・ボトムアップでの未指定文化財の保護の推進
- ・町村への一部事務の権限移譲
- 認定町村における円滑な計画の実施

04. 文化財を総合的・一体的に把握する方法

—歴史文化、関連文化財群、文化財保存活用区域の考え方—

歴史文化の特徴に基づき関連文化財群や文化財保存活用区域を設定することによって、域内に散在している文化財を俯瞰した保存と活用のプランニングが可能になります。まちの将来像の実現に向けて歴史的・文化的・地域的な関連性やテーマによりまとまりとして捉えた文化財群、文化財が集積しているエリアとその周辺環境を面的に捉えた区域を設定し、歴史文化をいかした文化財の総合的・一体的な保存と活用につなげましょう。



歴史文化とは

地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念。地域の歴史や文化にまつわるコンテキスト。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわす。

歴史文化の特徴の例

- 1 ○○国の大繁榮
- 2 ●●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
- 3 ●●藩により形成された地域の骨格と文化
- 4 近代化の波—鉱山・鉄道・養蚕—
- 5 「ものづくり」の多様性と技術の鍛磨
- 6 ●●街道を行き交う人々の交流
- 7 風土に育まれた多様な生活と文化

関連文化財群とは

指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることが出来る。

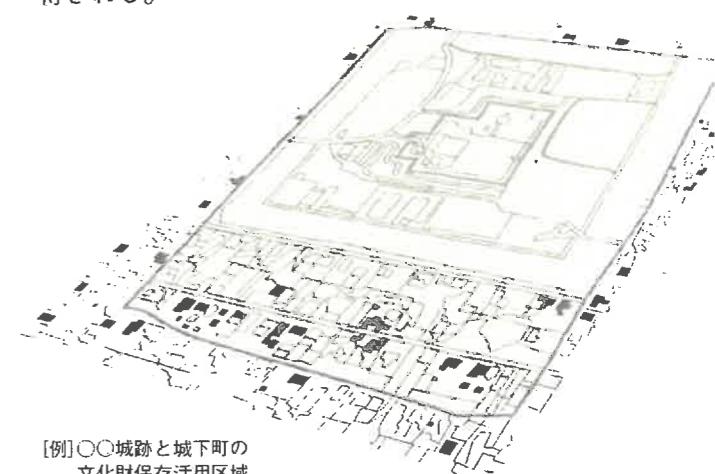
関連文化財群の例

- 1 ○○国の大繁榮
 - 1-1 ○○古墳と副葬品
- 2 ●●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
 - 2-1 ○○山信仰と修験の道
- 3 ●●藩により形成された地域の骨格と文化
 - 3-1 ○○城下の茶の湯文化
- 4 近代化の波—鉱山・鉄道・養蚕—
 - 4-1 鉱山経営の盛衰
 - 4-2 養蚕と農村の近代化
- 5 「ものづくり」の多様性と技術の鍛磨
 - 5-1 塩づくりの歩み
 - 5-2 近世○○大工の技術と知恵
 - 5-3 ○○焼の里
- 6 ●●街道を行き交う人々の交流
 - 6-1 ●●街道と宿場町●●
- 7 風土に育まれた多様な生活と文化
 - 7-1 地歌舞伎と農村舞台
 - 7-2 豊かな食文化—海の幸・山の幸・地酒—

文化財保存活用区域とは

このマークの範囲

文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財(群)をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることが期待される。



[例]○○城跡と城下町の文化財保存活用区域

05. 文化財の総合的・一体的な保存と活用の取組

都道府県の文化財保存活用大綱や市町村の総合計画などを勘案し、歴史文化や地域の実状を踏まえた上で文化財保護行政として、まちの将来像を描きましょう。その実現に向けて、まちが抱える課題を見出し、文化財を総合的・一体的に把握する方法も用いながら、ロードマップとなる中・長期の方向性を定め、方針をたてる必要です。その上で、住民や民間団体、関係部局などと連携をはかり、計画期間内に実施していく措置の具体的な内容を記載します。措置については、円滑かつ確実な実施のため主体やスケジュールの明示が求められます。また、措置数が多い場合、重点事業を設定するなど優先順位をつけることも有効です。

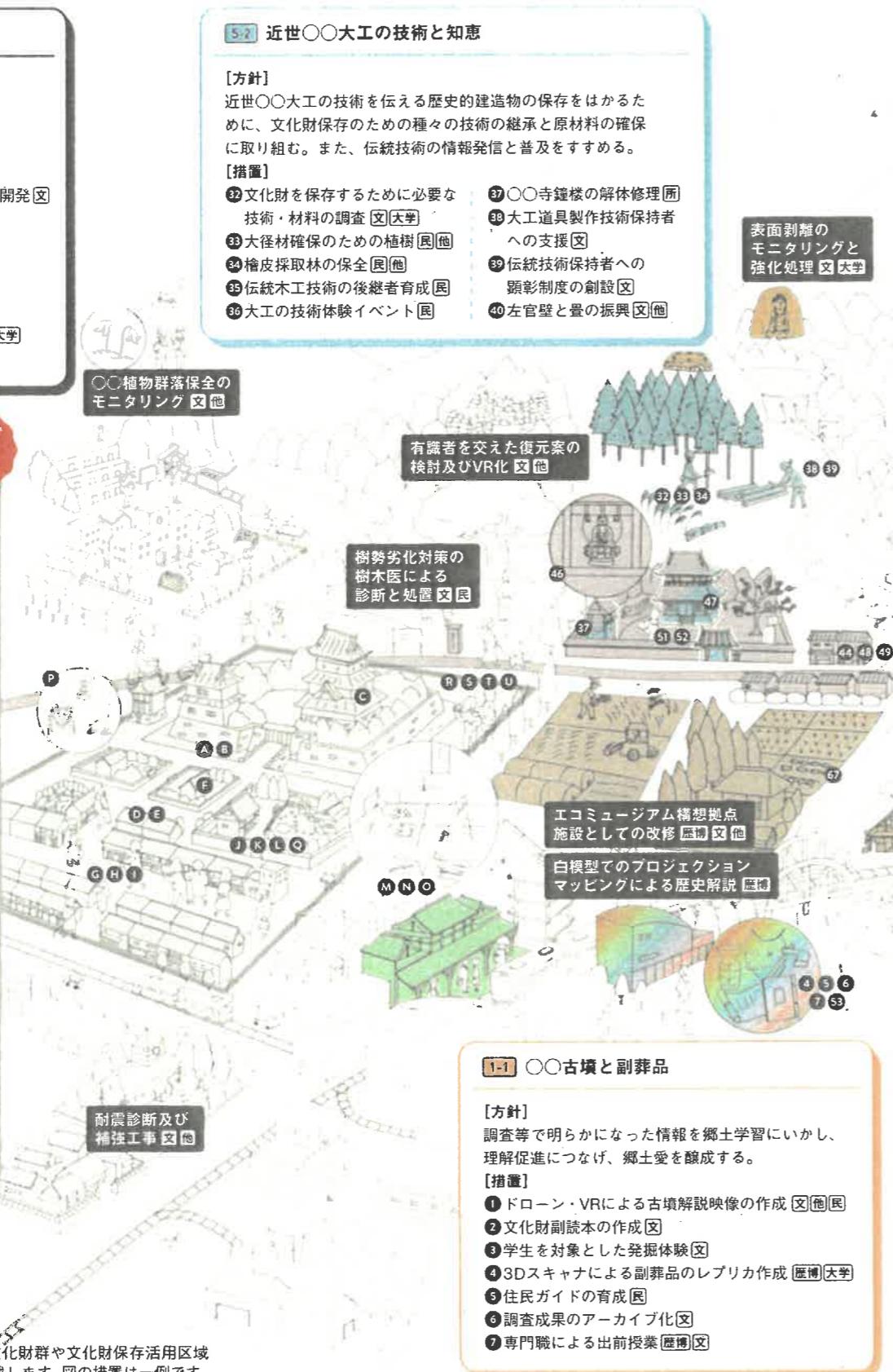
域内全体を対象に実施する措置

- 文化財保護指導委員制度の創設
- 文化財保存活用支援団体制度の創設
- 古文書の所在調査
- 文化財ハザードマップの作成
- 文化財防災マニュアルの作成
- 文化財データベースの作成、HP・アプリの開発
- お宝掘り起こし住民ワークショップ
- 地域遺産制度の創設
- エコミュージアム構想の検討
- 限界集落における文化財の総合的記録
- 域内回遊を促進する交通施策検討
- オーバーツーリズム緩和施策の検討
- 地名の由来を活かした事業の検討

城跡と城下町の文化財保存活用区域

3

- [方針]**
城跡及びその周辺の歴史的なまちなみの整備とともに伝統的な生活文化の振興をはかり、それらをいかして観光の促進につなげる。
- [措置]**
- 石垣の整備
 - 馬場の整備
 - 天守閣資料館の展示更新
 - 歴史的建造物の調査と修理助成
 - 町家の分散型ホテルへの改修
 - 土蔵をカフェに改修
 - 景観規制
 - 無電柱化と道路美化化、歩道整備
 - 屋外広告物規制
 - トイレ洋式化事業
 - 家の茶室と露地の整備
 - 家の歴史資料の整理と調査
 - 着付け教室の開催
 - 懷石料理教室の開催
 - 茶事の開催
 - 獅子舞の記録作成
 - 城下町の武家文化体験（リビングヒストリー）
 - サインの多言語化
 - DMOと連携した散策マップの作成
 - 著名人によるSNSでの魅力発信
 - ボランティアガイドの育成



※措置は、全域を対象に実施するもの、関連文化財群や文化財保存活用区域ごとに実施するものなどに分け、それぞれ記載します。図の措置は一例です。

| |
|-----------|
| 凡例 |
| □内は主体 |
| ■文化財保護部局 |
| △行政他部局 |
| ■文化財所有者 |
| ■住民 |
| ■民間団体 |
| ■歴博 歴史博物館 |
| ■大学 大学 |

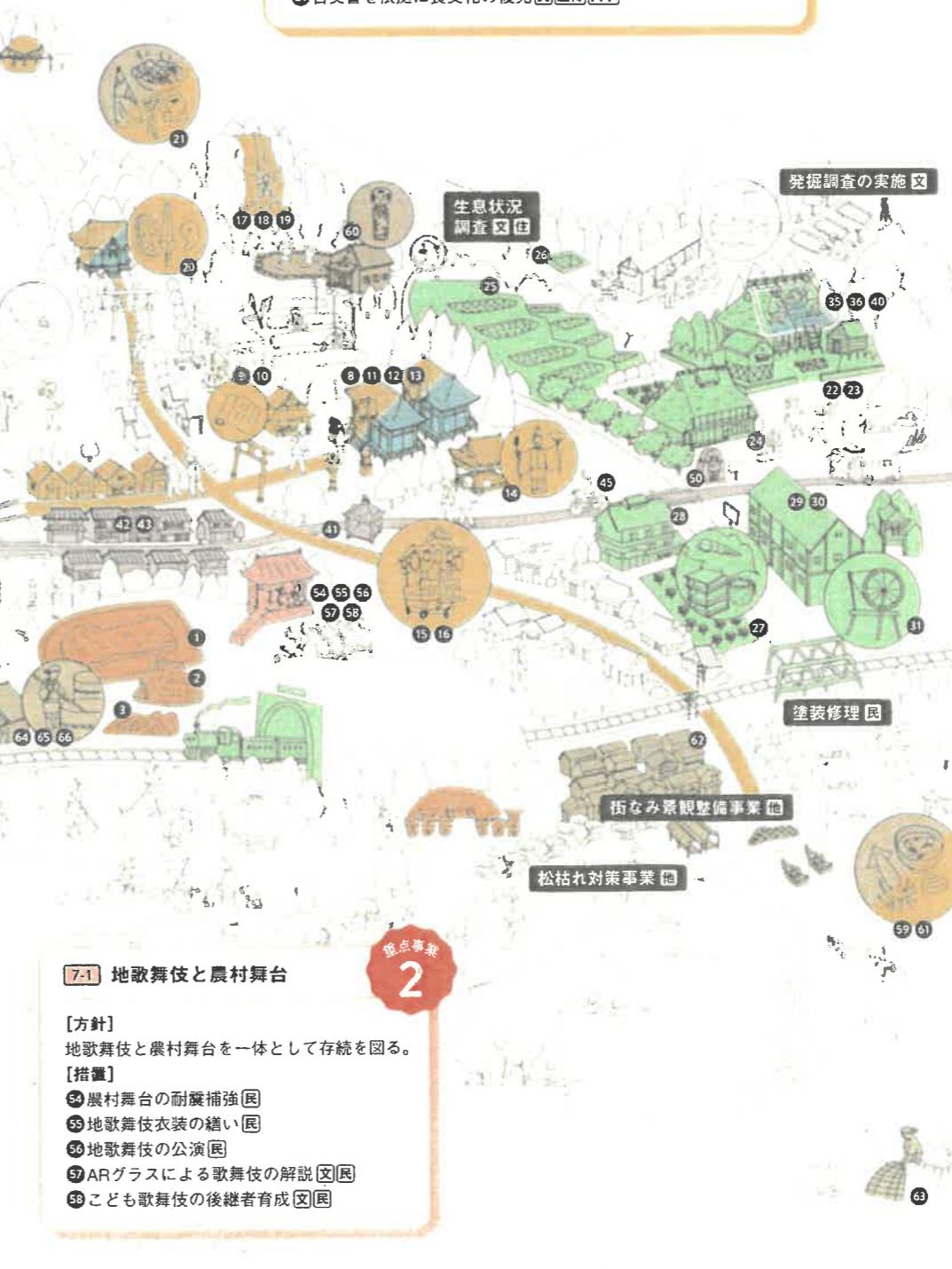
2-1 ○○山信仰と修験の道

【方針】

過疎化や少子高齢化などにより維持管理が困難な○○山信仰にまつわる文化財群の保存に係る事業を実施し、当地に根付いた信仰文化の歴史的価値の継承をはかるとともに、情報発信に努める。

【措置】

- 神社社殿の屋根替修理・防災設備の設置
- 古文書の修理
- 古文書の調査
- 社務所襖絵の修理及び高精細レプリカ作成
- 収蔵庫の改修
- 境内古本市（ユニークベニュー）の開催
- 舞殿での雅楽の演奏会（ユニークベニュー）
- 山車の修理
- 行事・祭礼の調査およびデジタル記録作成
- 修験道ルートの確認と散策路整備
- 修験道ルートのサイン整備
- 参詣スタンプアプリの開発
- 春と秋の文化財の特別公開
- 古文書を根拠に食文化の復元



4-2 養蚕と農村の近代化

【方針】

地域おこし協力隊と住民が連携し、養蚕の近代化に伴い隆盛した農村の魅力をいかして、賑わいを創出する。

【措置】

- 家住宅土塀の修理
- 家住宅庭園の整備
- △家住宅の農泊への改修
- 棚田のライトアップ
- 風穴のサイン整備
- ボランティアによる桑畠の清掃
- ☆家住宅で地域おこし協力隊による郷土料理レストラン解説
- 養蚕資料館の整備
- ガイド詰所・インフォメーションセンター整備
- 糸紡ぎ体験

6-1 街道と宿場町

1

[方針]
住民や寺院と連携し、文化財を活用した観光を進め、地域振興を図る。

【措置】

- 街道の美化化・サイクリロードの整備
- PFIで旅籠を宿泊施設に改修・運営
- 家住宅を自転車と泊まる宿泊施設に改修
- 家住宅でのブルーワーク・カフェ
- レンタサイクルの整備
- 仏像の詳細調査と修理
- 寺院での座禅体験・コンサート等（ユニークベニュー）
- まちなみをいかしたアートフェスティバルの開催
- 特産品をいかした土産物の開発と販売
- 石地蔵の修復
- 解説板の多言語化
- ボランティアガイドの育成
- 歴史講座の開催・副読本の作成

7-2 豊かな食文化 —海の幸・山の幸・地酒—

[方針]
地域の魅力を再発見し、豊かな食文化及び関連する習俗の普及啓発に取り組む。

【措置】

- フェノロジーカレンダーの作成
- 温泉街を巡るコースの造成・モニターツアーの実施
- 郷土食・名物の調査
- 漁村レストランの開設
- 漁労習俗に関する記録作成
- 酒づくりに関するパンフレットの作成
- 酒蔵の公開・レストランの出店
- 旧酒名・ラベルをブランド化した酒の開発
- 田園オーナー制度による米づくり

資料 4

今治市高校魅力化提言会議設置に関する要綱を別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 30 日

教育長 小澤和樹

今治市高校魅力化提言会議設置に関する要綱

(設置)

第1条 少子化で社会構造が変化する中、今治市内の小・中学生の主な進学先である市内高等学校の特色ある取組及び魅力ある学校づくりを地域ぐるみで推進するため、今治市高校魅力化提言会議（以下「提言会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 提言会議は、市内高等学校の特色ある取組及び魅力ある学校づくりに関する事項について検討を行う。

2 前項により検討した結果は、提言会議の意見として取りまとめ、必要に応じて提言先に提言を行う。

(組織)

第3条 提言会議は、構成員15人以内をもって組織する。

2 構成員は、次に掲げる者のうちから、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育に関し識見を有する者
- (3) 市の職員

3 提言会議に座長を置き、座長は、教育長とする。

(会議)

第4条 提言会議は、必要に応じて座長が招集し、議長となる。

2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3 提言会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 提言会議に、しまなみ部会（以下「部会」という。）を置き、検討事項をあらかじめ整理する。

- 2 部会は、座長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、座長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 5 部会に伯方グループ会議及び大三島グループ会議を置く。
- 6 グループ会議は、部会長が指名する部会員をもって構成する。
- 7 グループ会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 8 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。
- 9 部会及びグループ会議は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(解散)

第6条 提言会議は、第2条に掲げる任務が完了したときをもって解散する。

(庶務)

第7条 提言会議の庶務は、教育大綱推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、提言会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。